

勝山市スズメバチ駆除費補助金

■ 補助対象者

- ✓ スズメバチの巣が所在する市内の土地、家屋を有する市内に住所を定める所有者または管理者（国・地方公共団体または事業者、神社・寺など宗教団体は除く。しかし、地区で管理し、管理者が区長等の自治会の長である会館等は対象内とする。）
- ✓ 市税の滞納のない者

■ 補助金額

駆除するのに要した経費の2分の1に相当する額とし、**5,000 円を限度**とする。
（ただし、1,000 円未満の端数は、その端数を切り捨てた額とする。
例：駆除費全額8,000 円の場合、補助金交付額は4,000 円。）

■ 提出書類等

- ・補助金交付申請書及び実績報告書
- ・駆除費領収書の原本（明細が記載されているもの）
- ・現場写真（駆除前と駆除後）
- ・本人確認書類（運転免許証等）
- ・請求書
- ・振込先が分かる箇所の通帳の写し

■ 申請から実績報告までの流れ

1. 事前の補助金の申請は、令和3年度からは不要となりました。
ただし、**必ず駆除前の現場写真を撮っておくこと。**
2. 「勝山市スズメバチ駆除費補助金交付申請書及び実績報告書」、写真、領収書の提出
3. 補助金交付の決定
申請書の提出後、補助金交付の要件に適合すると認めた場合は、交付を決定し、「交付決定通知書」を申請者に通知する。
4. 請求書
交付決定を受けた者は、駆除終了後、速やかに「勝山市スズメバチ駆除費補助金交付請求書」を提出する。